

道路位置指定の手引き

監 修 大分県土木建築部建築住宅課

平成15年3月

目 次

第 1 章	総 則	
第 1 条	目 的	1
第 2 条	用語の定義	1
第 3 条	指定道路の配置及び設計	1
第 2 章	道路位置指定の事務取扱い	
第 4 条	事前協議	2
第 5 条	道路位置指定申請	2
第 6 条	道路位置指定申請書の審査終了通知	2
第 7 条	工事の着工時期及び期間	2
第 8 条	工事の完了報告及び検査	2
第 9 条	道路位置指定通知及び告示	2
第 10 条	指定道路の変更又は廃止	2
第 11 条	工事の取りやめ	2
第 3 章	道及び関係宅地に関する技術基準	
第 12 条	通り抜けの原則	3
第 13 条	袋路状道路	3
第 14 条	転回広場	6
第 15 条	すみ切り	10
第 16 条	指定道路の延長	12
第 17 条	指定道路の幅員	14
第 18 条	指定道路の舗装	14
第 19 条	指定道路の勾配	15
第 20 条	指定道路及び関係宅地の排水施設	15
	(1) 排水施設の断面計算式	17
	(2) 排水施設「断面」早見表（標準）	18
	(3) 排水施設（参考図）	20
第 21 条	防護施設	21
第 22 条	標識の設置	21
第 23 条	その他	21

第 4 章 申請書作成要領及び申請書諸様式

○ 道路位置指定フロー図	23
○ 道路位置指定申請書の「添付図書」（別添 1）	24
○ 工事完了報告書の「添付図書」（別添 2）	26
○ 道路位置指定（変更又は廃止）申請書の「添付図書」（別添 3）	27
○ 道路位置指定申請書の「記入要領」	28
○ 土地利用計画平面図「参考図」	29

申請書諸様式

○ 道路位置指定申請書	31
○ 承諾書	32
○ 位置の標識	33
○ 工事完了報告書	34
○ 私道変更（廃止）申請書	35
○ 道路位置指定通知書（別紙様式 1 号）	36
○ 道路位置変更通知書（別紙様式 2 号）	37
○ 誓約書（別紙様式 3 号）	38
○ 工事取りやめ届（別紙様式 4 号）	39
○ 接続道路に権利を有する者への申請道路の 概要の説明報告書（別紙様式 5 号）	40
○ 道路位置指定書類審査終了通知書（別紙様式 6 号）	41

第1章 総 則

第1条（目 的）

この基準は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定に基づく道路の位置の指定及び法第45条の規定に基づく私道の変更又は廃止の制限を行うについて、同法施行令、同法施行規則、建設省告示（昭和45年第1837号）及び大分県建築基準法施行細則（大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市及び宇佐市にあっては各市における建築基準法施行細則）に定めのあるもののほか、当該道路の位置の指定に関する事務取り扱いを定めることにより、円滑な事務の推進と安全で優良な市街地形成を図ることを目的とする。

第2条（用語の定義）

この手引きにおいて次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 道路位置指定	法第42条第1項第5号の規定に基づく道路の位置の指定をいう。
(2) 特定行政庁	法第4条の規定による建築主事を置く市の長及び県知事をいう。
(3) 指定申請者	道路位置指定を受けようとするもの。
(4) 指定道路	道路位置指定による道路をいう。
(5) 関係宅地	指定道路を利用して宅地となる土地をいう。
(6) 開発区域	指定道路及び関係宅地の区域をいう。
(7) 道 路	法第42条による道路をいう。
(8) 接続道路	指定道路が接続する道路をいう。
(9) 袋路状道路	一端のみが他の道路に接続したものをいう。
(10) 指定道路の廃止	指定道路の全部廃止をいう。
(11) 指定道路の変更	指定道路の一部廃止、一部廃止を伴い増設するもの又は転回広場、すみ切り若しくは幅員を新たに増設するものをいう。

第3条（指定道路の配置及び設計）

指定道路の配置については、市・町長の指導に従い周囲の状況及び今後の計画的な市街地形成を勘案して決定し、指定道路及び関係宅地について通行の安全上、災害の防止上及び環境の保全上支障のないように設計しなければならない。

第2章 道路位置指定の事務取扱い

第4条（事前協議）

指定申請者は原則として、道路の築造前にその計画内容について特定行政庁と協議するものとする。

第5条（道路位置指定申請）

指定申請者は前条の協議に基づき、道路位置指定申請に別添1に掲げる図書を添えたものを特定行政庁に正副各1部を提出しなければならない。

2 前項において市・町長は、当該申請に関係ある公共公益施設及び計画的な市街地形成について都市計画上の意見を附することができる。

第6条（道路位置指定申請書の審査終了通知）

特定行政庁は申請内容がこの基準に適合していると認めたときは、その旨を当該指定申請者に通知するものとする。

第7条（工事の着工時期及び期間）

指定申請者は、前条の規定による審査終了通知後に工事に着手するものとし、その工事期間は原則として当該通知から1年以内とする。

第8条（工事の完了報告及び検査）

工事を完了したときは、工事完了報告書に別添2に掲げる図書を添えたものを特定行政庁に1部提出して完了検査を受けなければならない。

第9条（道路位置指定通知及び告示）

特定行政庁は工事完了の検査結果、申請書どおりに築造されていると認めたときは指定申請者に道路位置指定通知をし、かつ、その旨告示するものとする。

第10条（指定道路の変更又は廃止）

指定道路を変更又は廃止しようとするものは、私道変更（廃止）申請書に別添3に掲げる図書を添えたものを特定行政庁に正副各1部を提出しなければならない。なお、事務取扱いは前条までの規定を準用する。

第11条（工事の取りやめ）

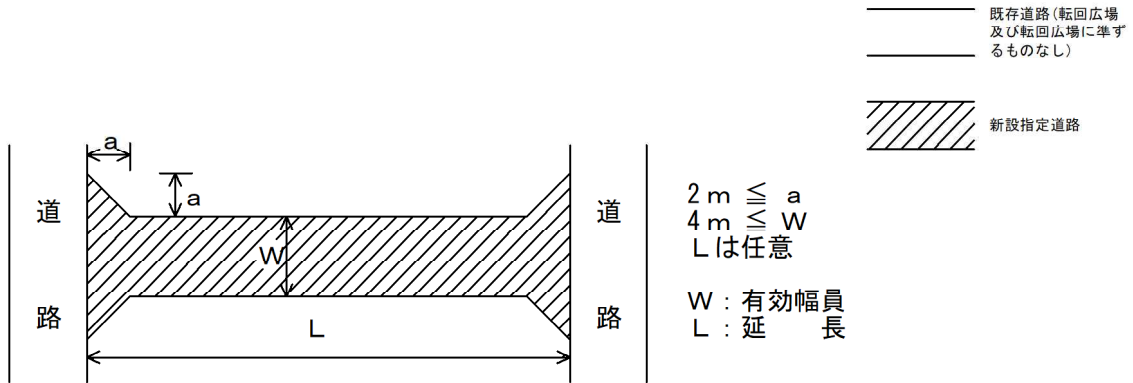
指定申請者は、申請書の審査終了通知を受けた後、当該申請の全部の工事を取りやめたときは、すみやかに工事取りやめ届に道路位置指定申請書の審査終了通知を添えて特定行政庁に提出しなければならない。

第3章 道及び関係宅地に関する技術基準

(道路の延長、幅員、すみ切りの辺の長さは、水平距離とする。)

第12条 (通り抜けの原則)

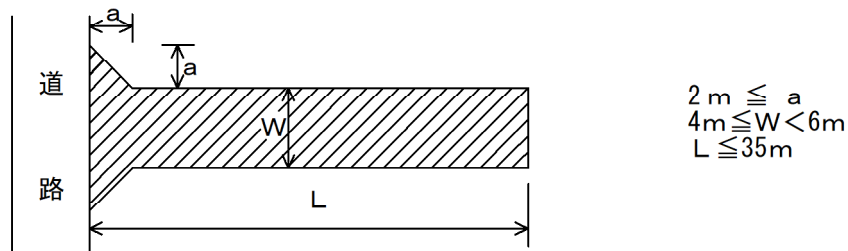
指定道路は両端が法第42条に規定する道路に接続しなければならない。



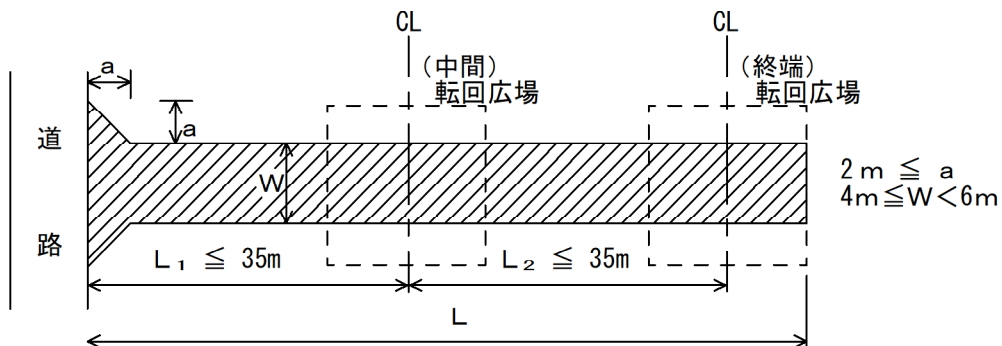
第13条 (袋路状道路)

指定道路が次の a から e までの一に該当する場合には前条の規定にかかわらず、袋路状道路とすることができる。

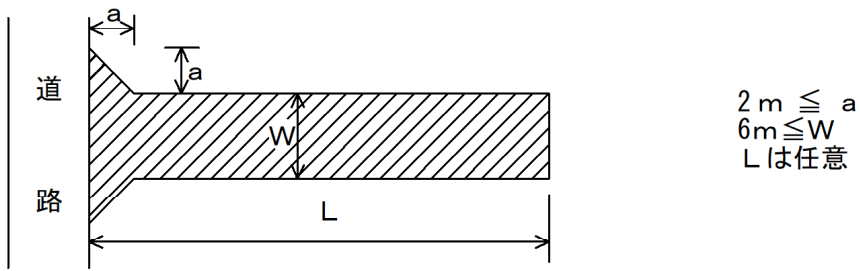
a) 延長が35メートル以下の場合



b) 延長が35メートルを超える場合で終端及び区間35メートル以内ごとに国土交通大臣の定める基準に適合する転回広場を設ける場合

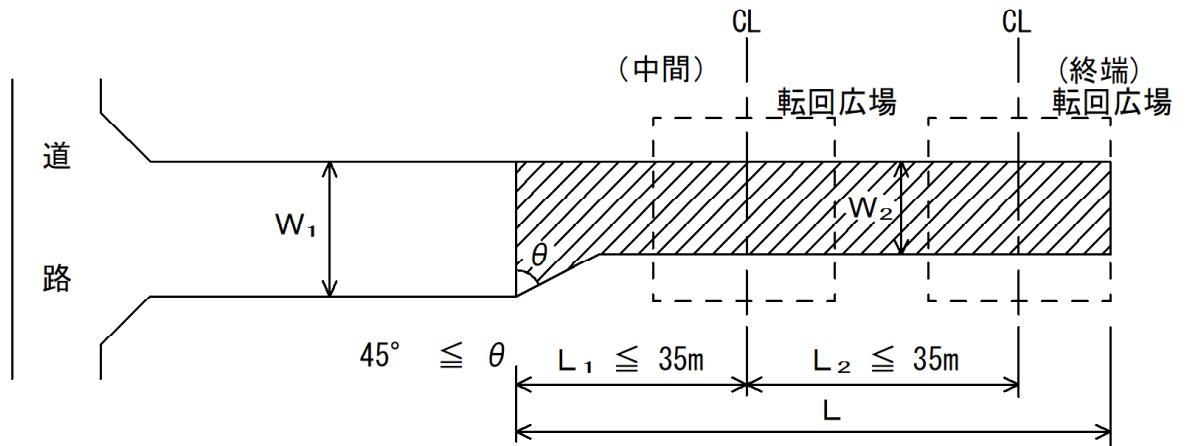
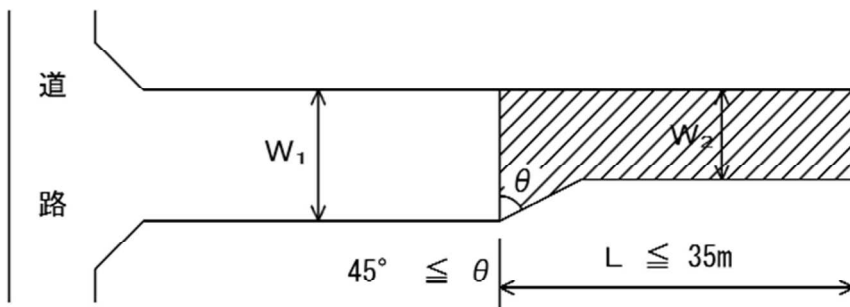


c) 幅員が6メートル以上の場合

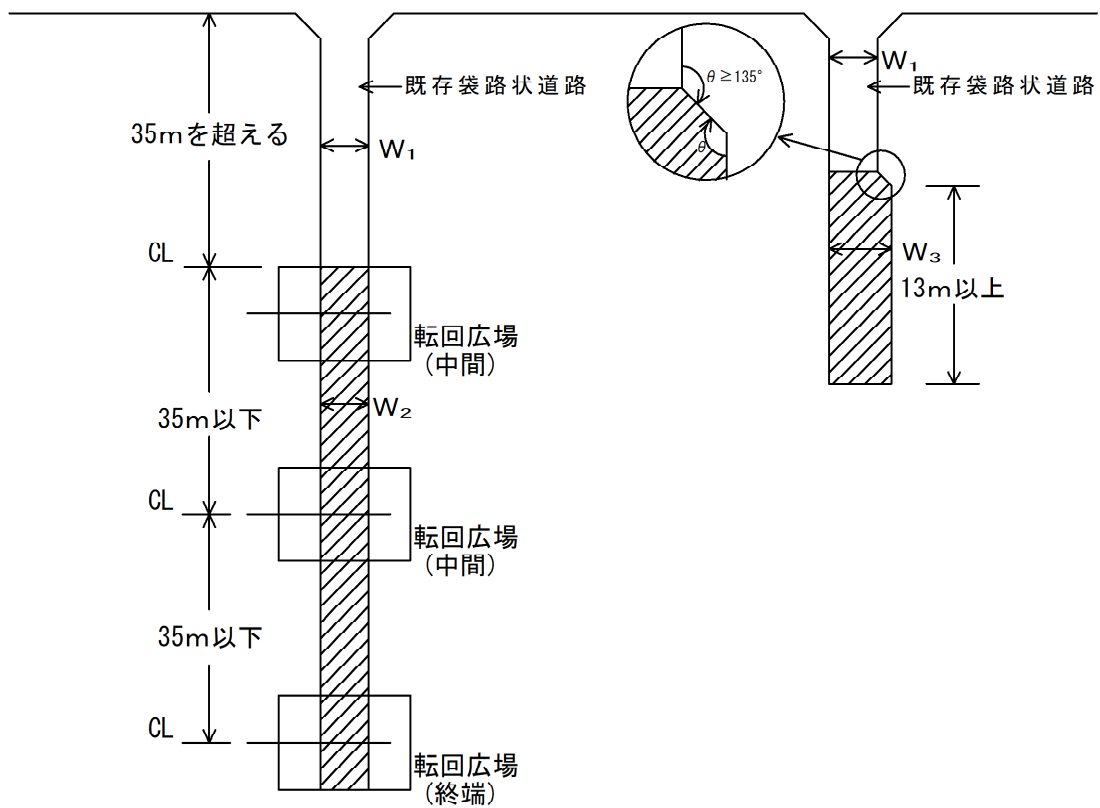
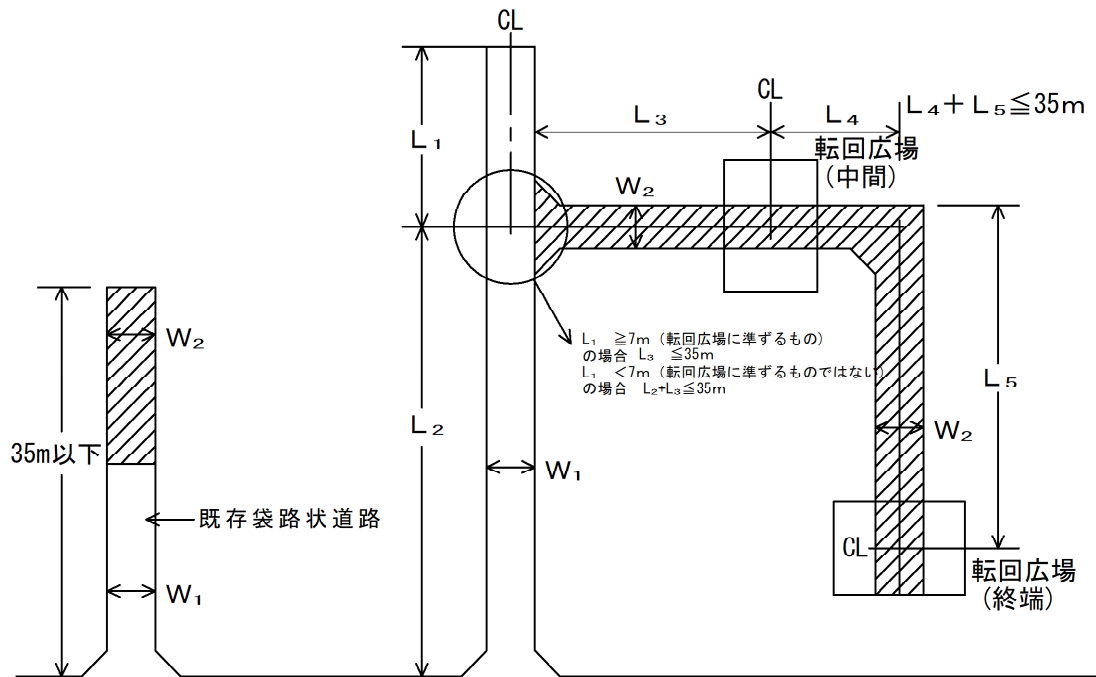


d) 既存の袋路状道路に接続する場合

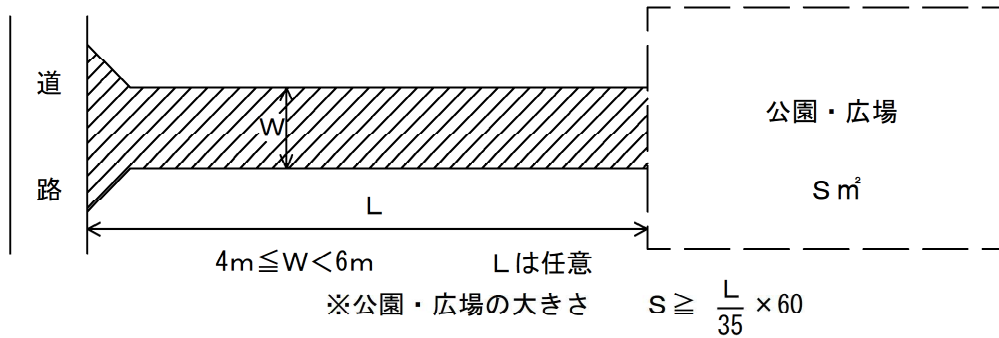
(イ) $6\text{ m} \leq W_1$ で $4\text{ m} \leq W_2 < 6\text{ m}$ のとき



(ロ) $6\text{m} > W_1$ で $4\text{m} \leq W_2 < 6\text{m}$ 及び $6\text{m} \leq W_3$ のとき



e) 終端が公園・広場その他これらに類するもの（国又は地方公共団体が管理するものに限る。）で自動車の転回に支障のないものに接続し、管理者の承諾を得た場合

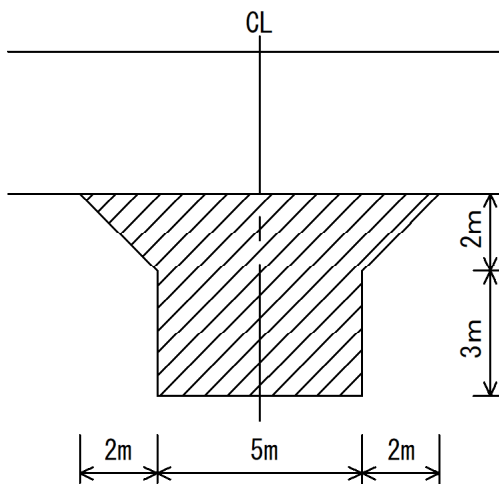


第14条（転回広場）

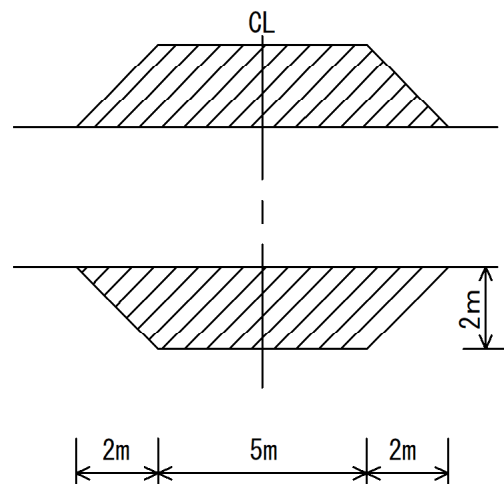
転回広場の基準（昭和45年建設省告示第1837号）は、次図の a から d に定めるものとする。

a) 中間に設けるものは下記の数値以上とする。

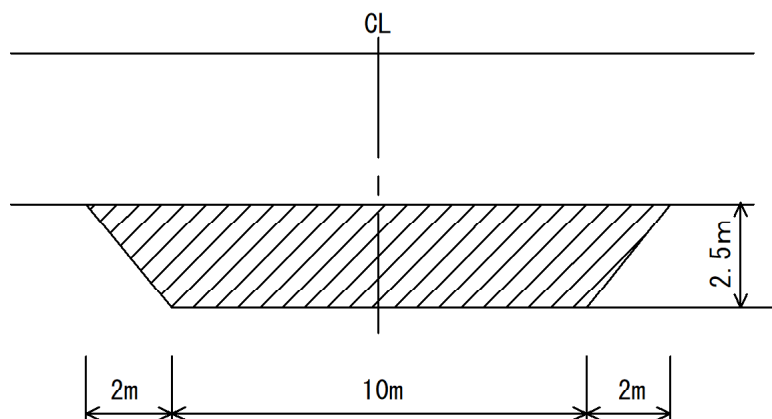
(イ)



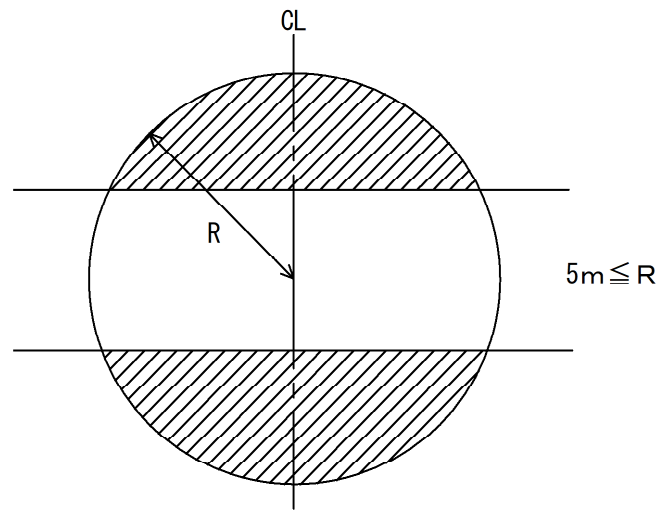
(ロ)



(ハ)

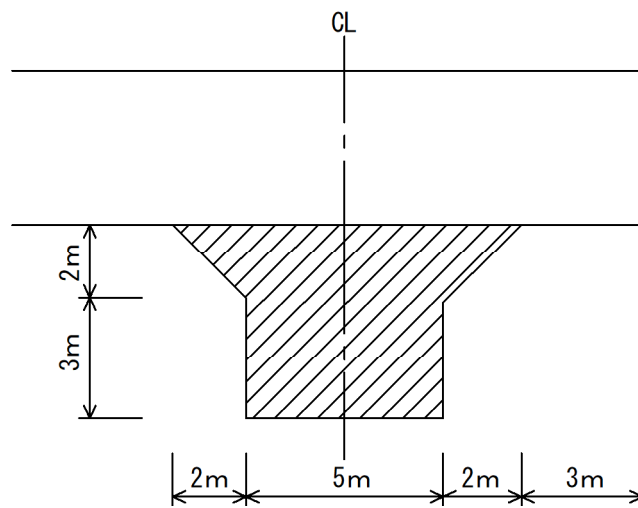


(二)

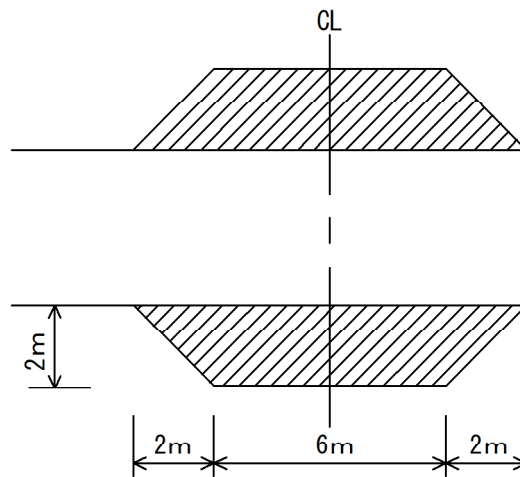


b) 終端に設けるものは下記の数値以上とする。

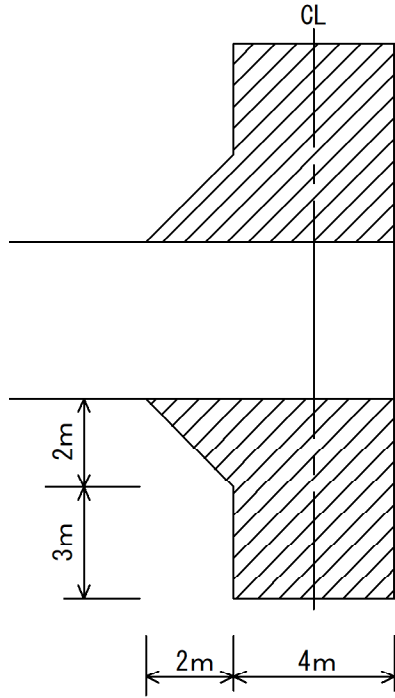
(イ)



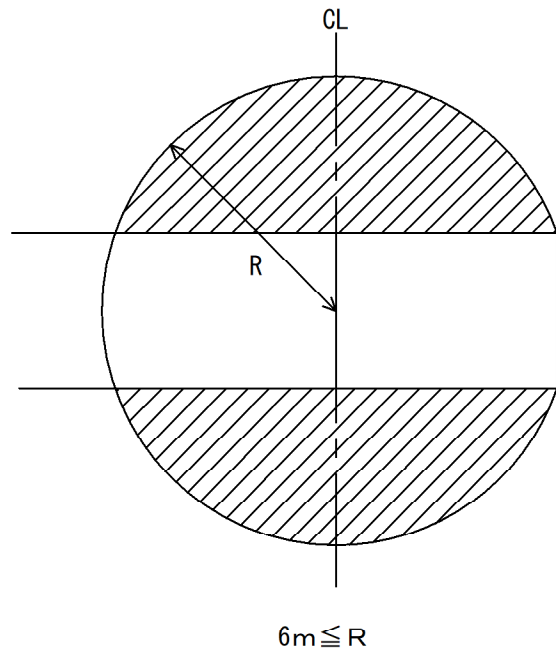
(ロ)



(ハ)

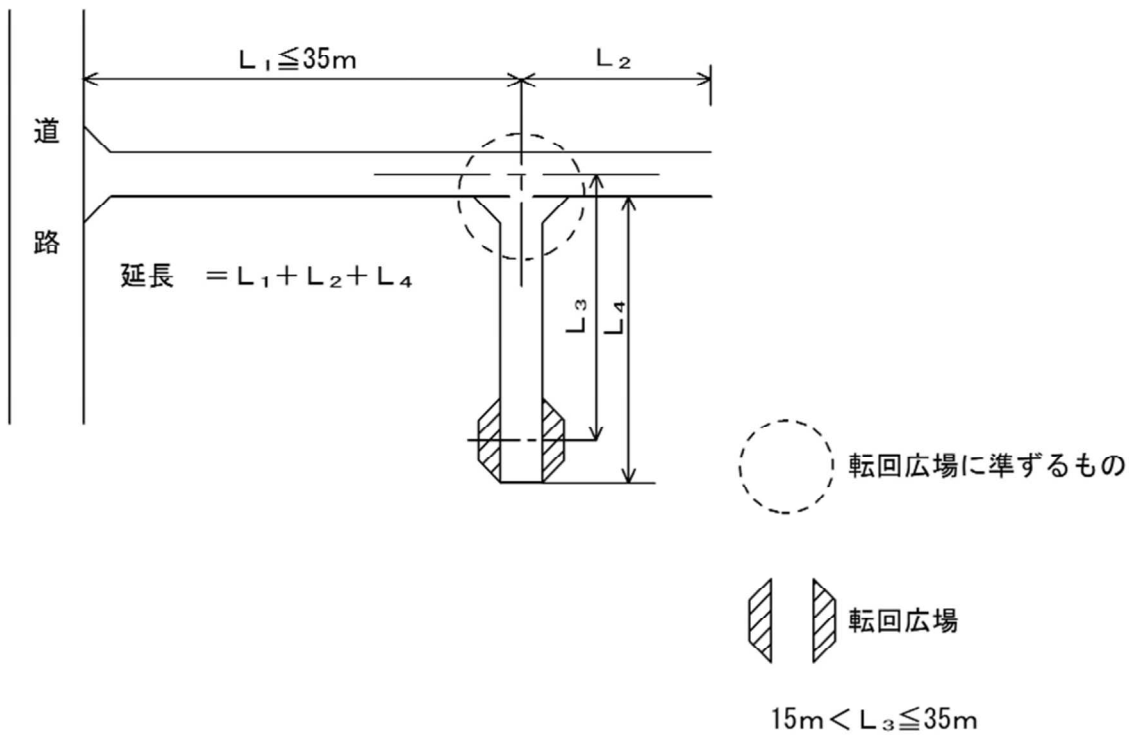


(二)

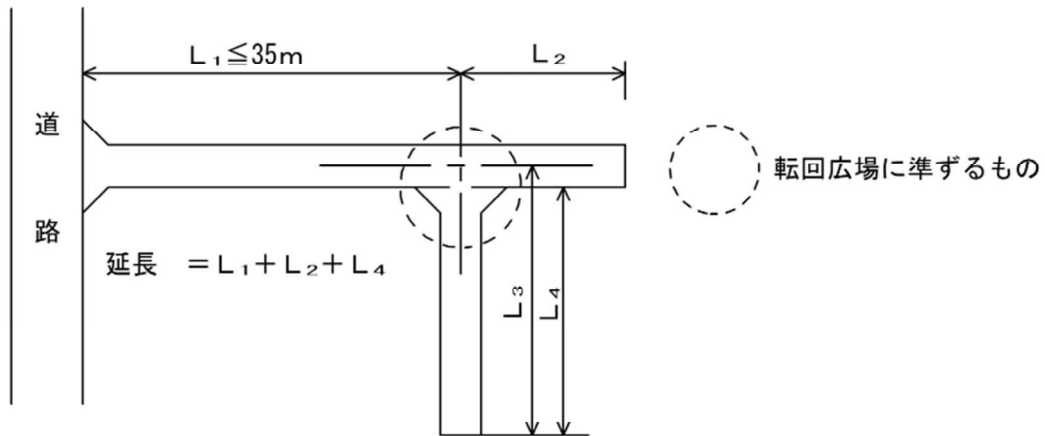


c) 転回広場に準ずるものは下図のとおりとする。

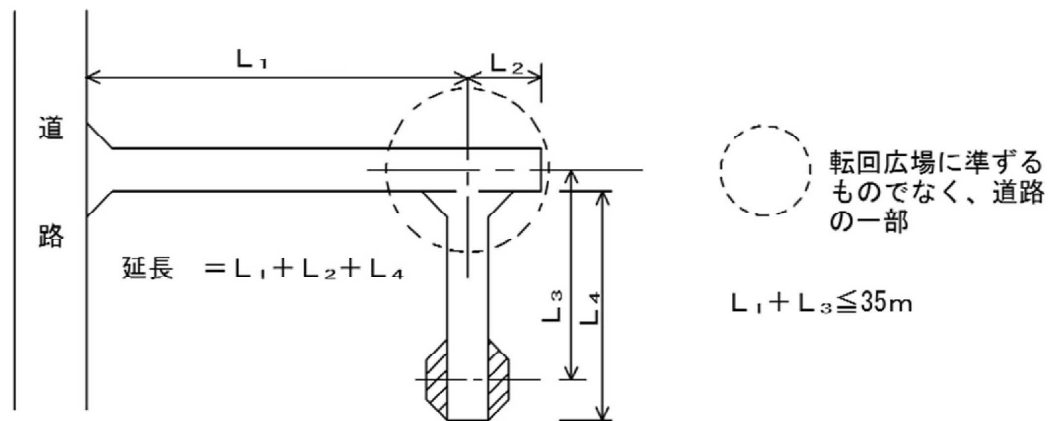
(イ) $7\text{m} \leq L_2 \leq 15\text{m}$ の場合は転回広場に準ずる。



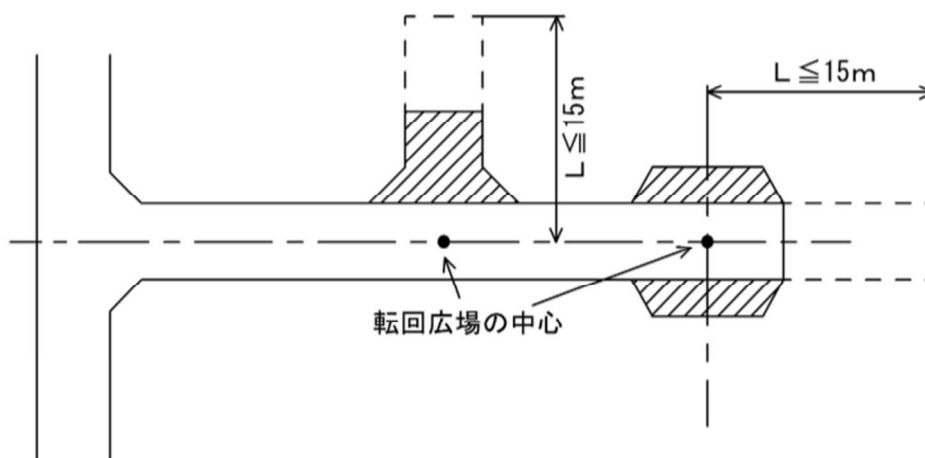
(ロ) $7\text{m} \leq \frac{L_2}{L_3} \leq 15\text{m}$ の場合は転回広場に準ずる。



(ハ) $L_2 < 7\text{m}$ の場合は転回広場に準ずるものでない



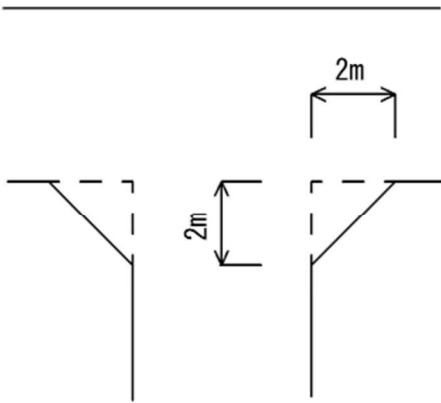
d) 転回広場より延長できる長さは、転回広場の中心からの総延長が15メートルまでとする（転回広場に準ずる場合も同様とする）。



第15条（すみ切り）

指定道路が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所には角地の隅角をはさむ辺の長さ2メートル以上の二等辺三角形の部分指定道路に含むすみ切りを設けなければならない。ただし、交差、接続又は屈曲により生ずる内角が120度以上の場合を除く。

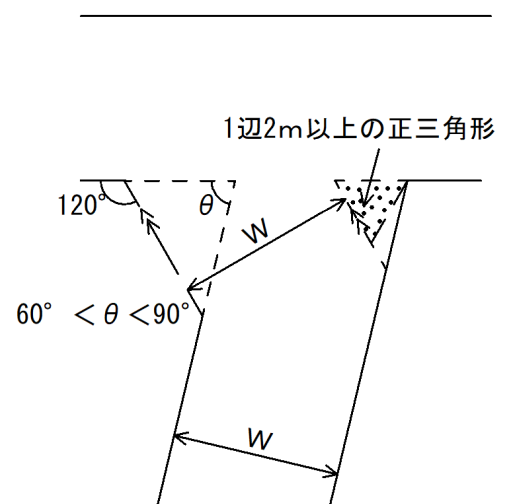
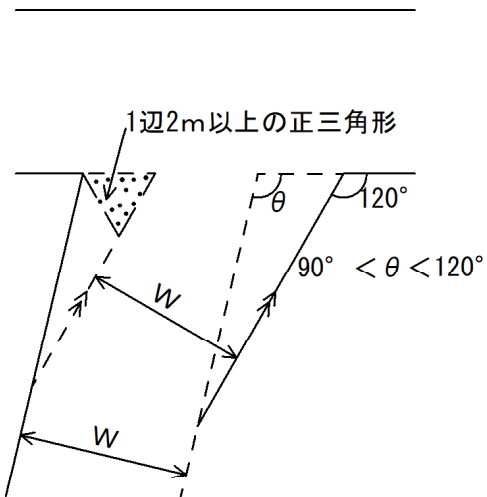
a) 一般的な場合



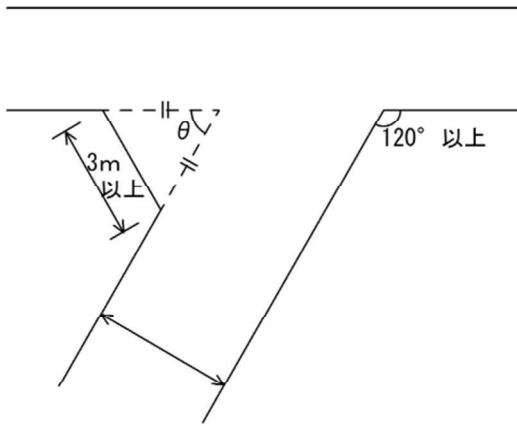
b) 片側すみ切りの場合

(イ) 右側にすみ切りを設ける場合

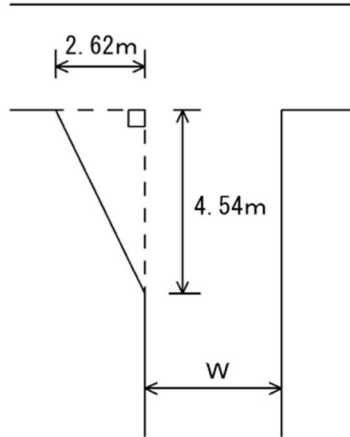
(ロ) 左側にすみ切りを設ける場合



(ハ) $\theta \leq 60^\circ$ で交差する場合

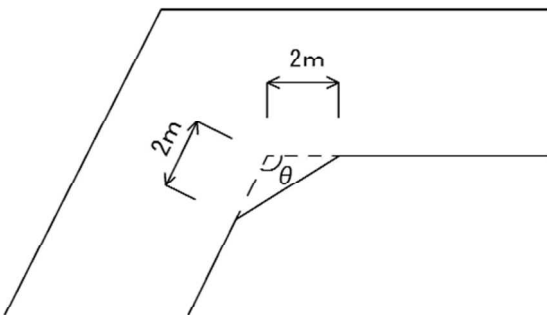


(ニ) 90° で直交する場合

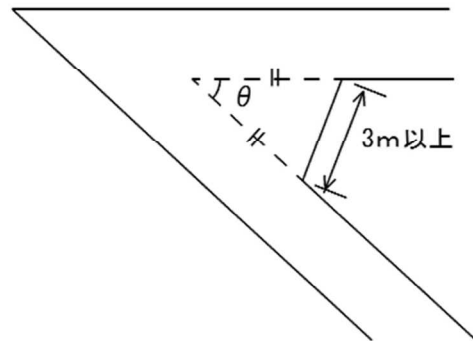


c) 屈曲する場合

(イ) $60^\circ < \theta < 120^\circ$ の場合

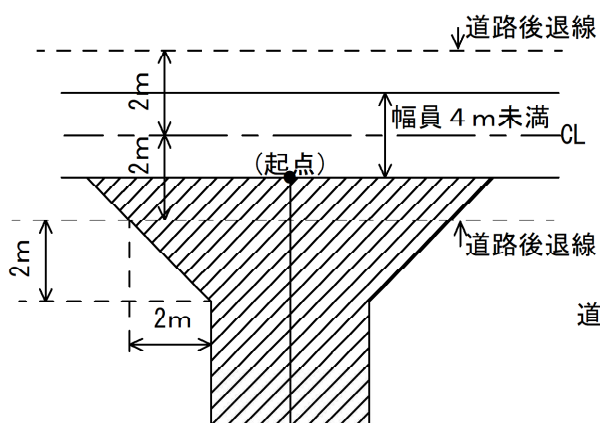


(ロ) $\theta \leq 60^\circ$ の場合

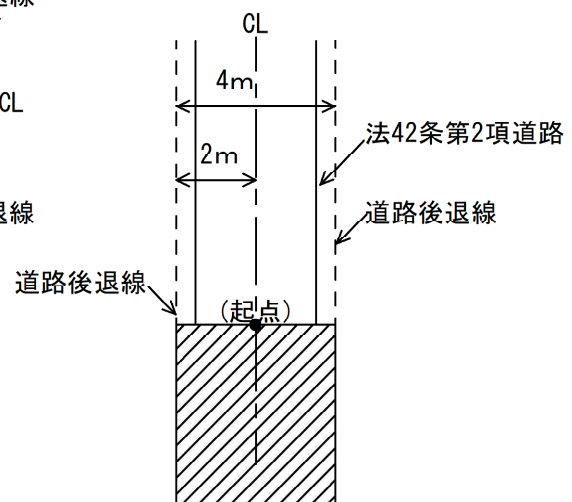


d) 接続道路が法第42条第2項の道路の場合

(イ)

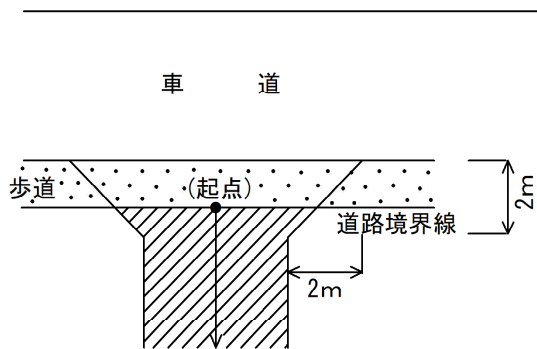


(ロ)

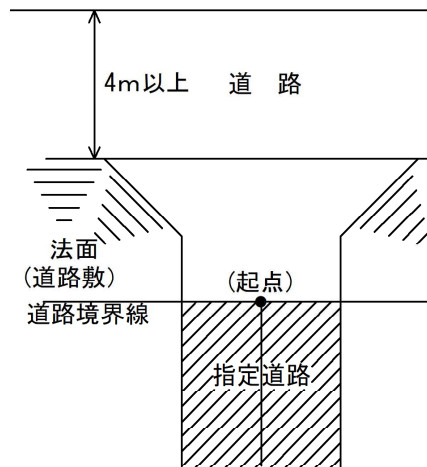


e) 接続道路に歩道等がある場合（道路管理者との協議を要す）

(イ)



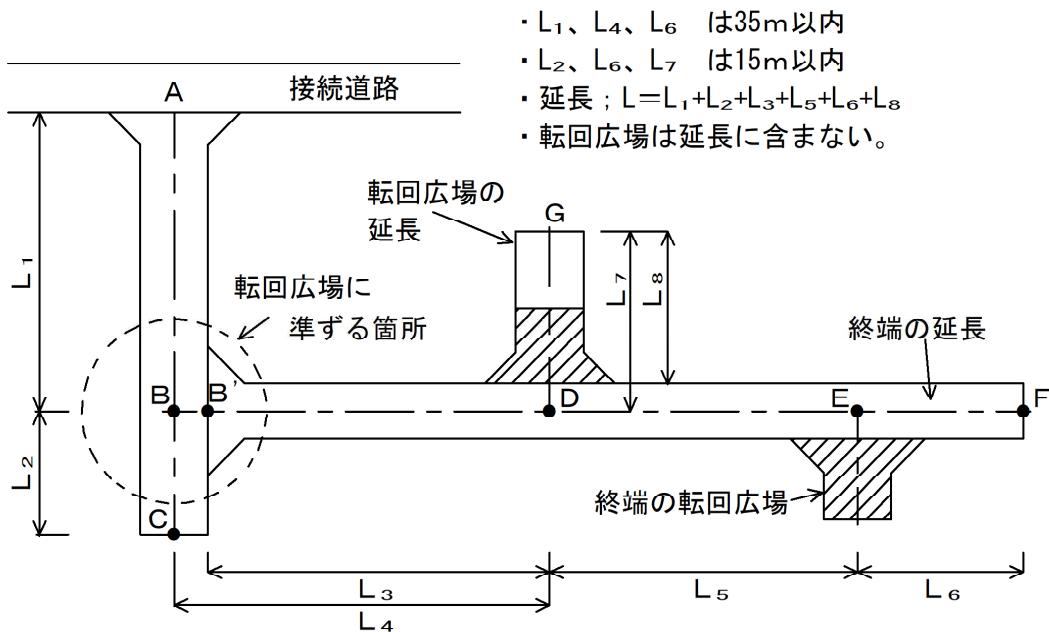
(ロ)



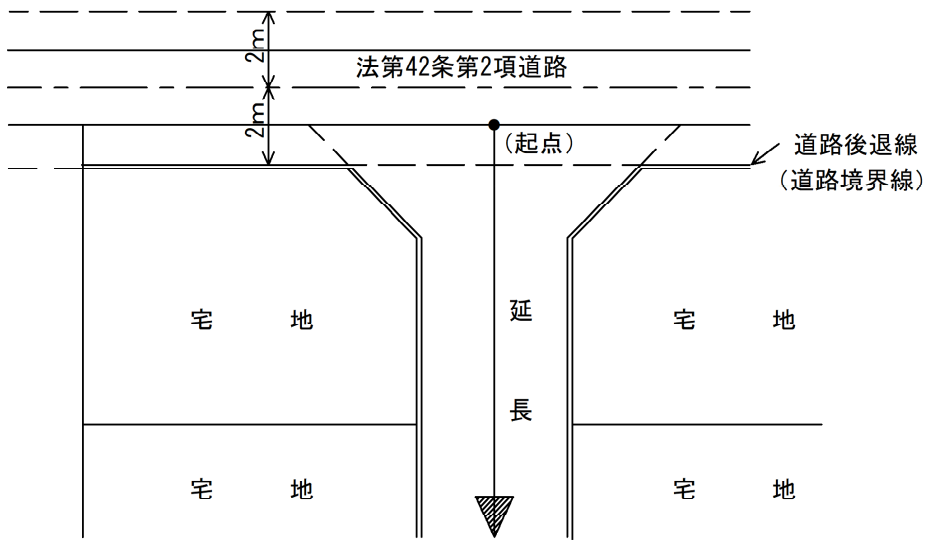
第16条（指定道路の延長）

指定道路の延長は、水平距離とし道路の屈曲することによりその接続点から道路の中心線で計測する。

(イ)

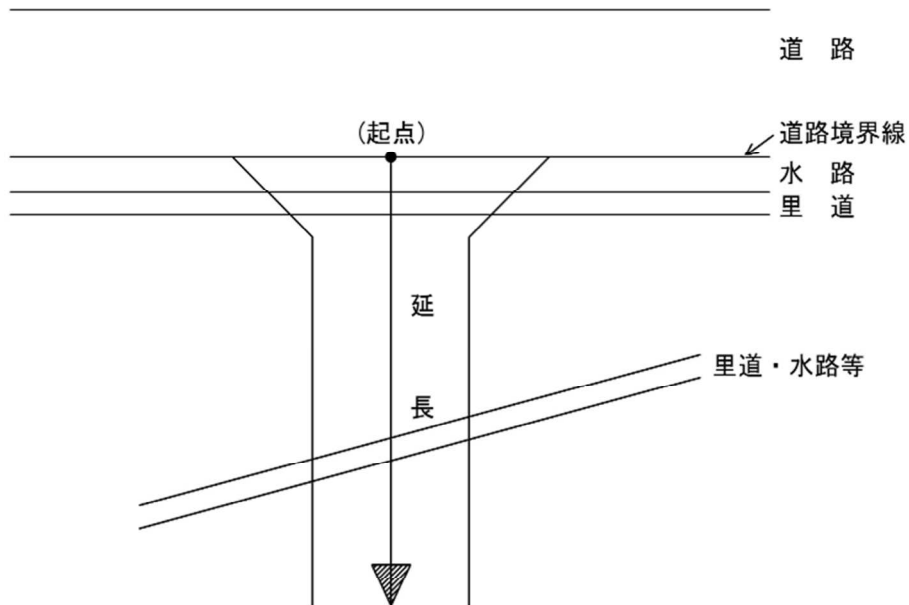


(ロ) 法第42条第2項道路に接続する場合



- ・宅地に設ける擁壁・へい等は道路後退線から突出しないこと。

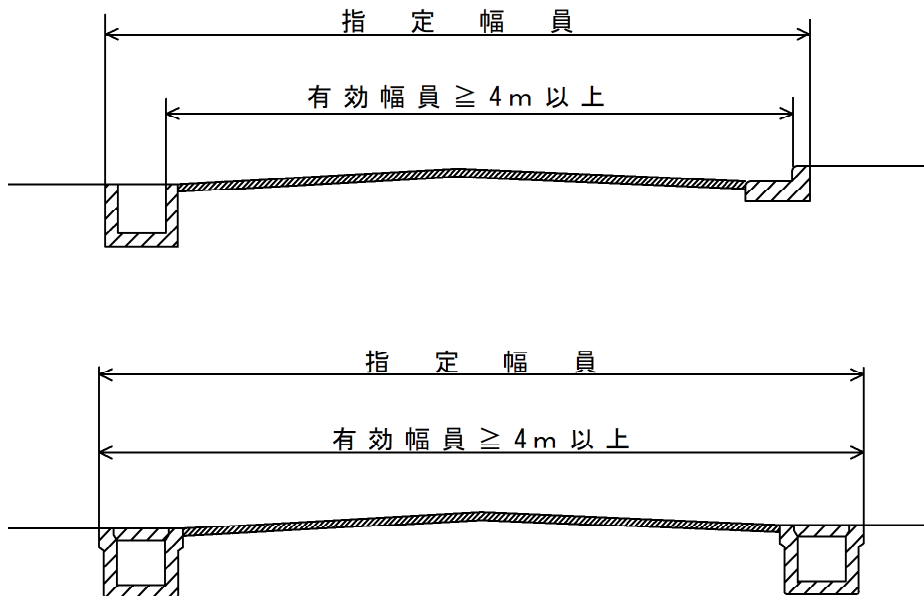
(ハ) 指定道路に里道・水路が含まれる場合



- ・里道・水路等の管理者と協議が必要。

第17条（指定道路の幅員）

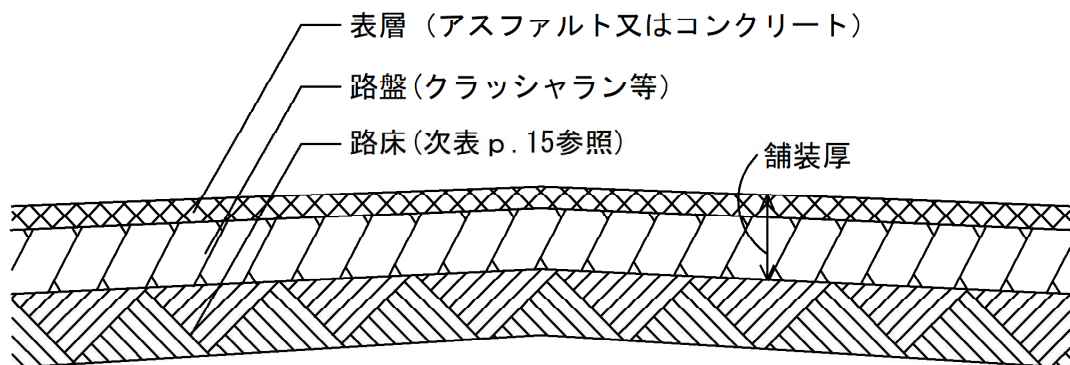
指定道路は、有効幅員が4メートル以上確保できるもので、道路の構造をなす側溝を含めて指定幅員とする。



第18条（指定道路の舗装）

指定道路は原則としてアスファルト舗装又はコンクリート舗装とすること。

（参考図）



舗装厚は交通荷重に耐える十分な厚さをもち、表層から路盤までの各層が力学的に釣合いのとれたもので、一般的には路床の土質（CBR）によるが、位置指定道路については次表によることができるものとする。

路床の種類	舗装	表層	路盤	舗装厚
シルト・粘土分が多く、しかも含水比の高い土（含水比の高い火山灰質土・粘土など）	アスファルト	5cm	30cm	35cm
	コンクリート	10cm	40cm	50cm
シルト・粘土分が多くても含水比の比較的低い土（含水比のあまり高くない火山灰質の粘質土・粘土など）	アスファルト	5cm	25cm	30cm
	コンクリート	10cm	25cm	35cm
砂質土・粘質土	アスファルト	5cm	20cm	25cm
	コンクリート	10cm	15cm	25cm
含水比の低い砂質土・粘質土（含水比の変化に相当敏感である） レキ・レキ質土	アスファルト	5cm	15cm	20cm
	コンクリート	10cm	10cm	20cm
粒度分布のよい砂	アスファルト	5cm	10cm	15cm
	コンクリート	10cm	10cm	20cm

（簡易舗装要綱、コンクリート舗装要綱に準じたもの）

第19条（指定道路の勾配）

指定道路の縦断勾配は9%以下としなければならない。ただし地形等によりやむを得ないと認められる場合には小区間に限りすべり止め舗装等により12%以下とすることができる。

第20条（指定道路及び関係宅地の排水施設）

指定道路及び関係宅地の排水に必要な排水施設は、開発区域の周辺の状況を考慮し推定される雨水及び汚水を有効に排水できるものであること。

- 2 雨水以外の汚水等は、原則として暗渠により排水されること。ただし、処理された汚水又は周辺に公共の下水道がない場合で、沈殿槽等によりろ過された家庭雑排水については道路側溝等により排水することができる。
- 3 排水施設の次の箇所には、原則としてます又はマンホールが設けられていること。
 - イ 宅地内の排水設備を通じ、指定道路の排水施設と接続する箇所

ロ 排水の流路の方向・勾配又は横断面が著しく変化する箇所

ハ 管渠の長さがその内径又は内のり幅の120倍をこえない範囲において管渠の維持管理上必要な箇所

- 4 ます又はマンホールの底には、もっぱら雨水を排除すべきますにあつては深さが15センチメートル以上の泥だめが、その他のます又はマンホールにあつては、その接続する管渠の内径又は内のり幅に応じ相当の幅のインバートが設けられていること。
- 5 開発区域内の排水施設は、放流先の排水能力、利水の状況その他の状況を勘案して開発区域内の下水を有効かつ適切に排水できるように、下水道・排水路その他の排水施設又は河川等に接続していること。

(1) 排水施設の断面計算式

1) 計画雨水量 $Q_1 = 1/360 \cdot C \cdot I \cdot A$ (m³/秒)

2) 計画汚水量 Q_2 (m³/秒)
 (通常は計画時間最大汚水量540ℓ/人を使用)

3) 計画断面流量 $Q_3 = S \cdot V$ (m³/秒)
 C ; 流出係数…… (開発区域内は0.8とする。)

I ; 標準降雨強度 (mm/時)

$$I = \frac{7,218}{t + 52}$$

(大分市、別府市の宅地造成工事規制区域以外の市町で、下水道計画で採用している降雨強度値があればその値を使用しても支障ない。)

t ; 流達時間 (分) …… (10分を標準とする。)
 A ; 集水面積 (ha)
 S ; 流下断面積 (m²) …… 計画断面の80%
 V ; 流速 (m/秒) …… (クッターの公式による。)

$$V = \frac{(23 + \frac{1}{n} + \frac{0.0015}{i}) \cdot \sqrt{i} \cdot R}{\sqrt{R + (23 + \frac{0.0015}{i}) \cdot n}}$$

n ; 粗度係数 …… コンクリート側溝 0.015
 ヒューム管 0.013

i ; 排水勾配
 R ; 径 深

$$R = \frac{S}{P}$$

P ; 流水の潤辺長

流 出 係 数 (参考)

工 種 別		地 域 別	
不 浸 透 性 道 路	0.70~0.95	市中の建て込んだ地区	0.70~0.90
アスファルト道路	0.85~0.90	建て込んだ住宅地区	0.50~0.70
マカダム道路	0.25~0.06	建て込んでいない住宅地区	0.25~0.50
砂 利 道 路	0.15~0.30	公 園 ・ 広 場	0.10~0.30
空 地	0.10~0.30	芝 生 ・ 庭 園 ・ 牧 場	0.05~0.25
公 園 ・ 芝 生 ・ 牧 場	0.05~0.25	森 林 地 方	0.01~0.20

(2)排水施設「断面」早見表(標準)

1) U型側溝

集水面積 m^2 以下 排水勾配 %	250	500	750	1000	1250	1500	1750	2000	2250	2500	2750	3000	備考
0.1	U-240	U-240	U-300	U-360	U-360	U-360	U-450	U-450	U-450	U-450	U-450	U-450	
0.2			U-240	U-300	U-300	U-300	U-360	U-360	U-360	U-360	U-360	U-360	
0.3				U-240		U-300	U-300	U-300					
0.4								U-300				U-360	
0.5													
0.6													
0.7													
0.8													
0.9													
1.1													
1.4													
1.7													
2.1													
2.6													
3.0													
4.0													
5.0													
※U-240とは、U型側溝 内径240mm×240mmの略													

※上記表に適合するものは、排水計算書は不要とする。

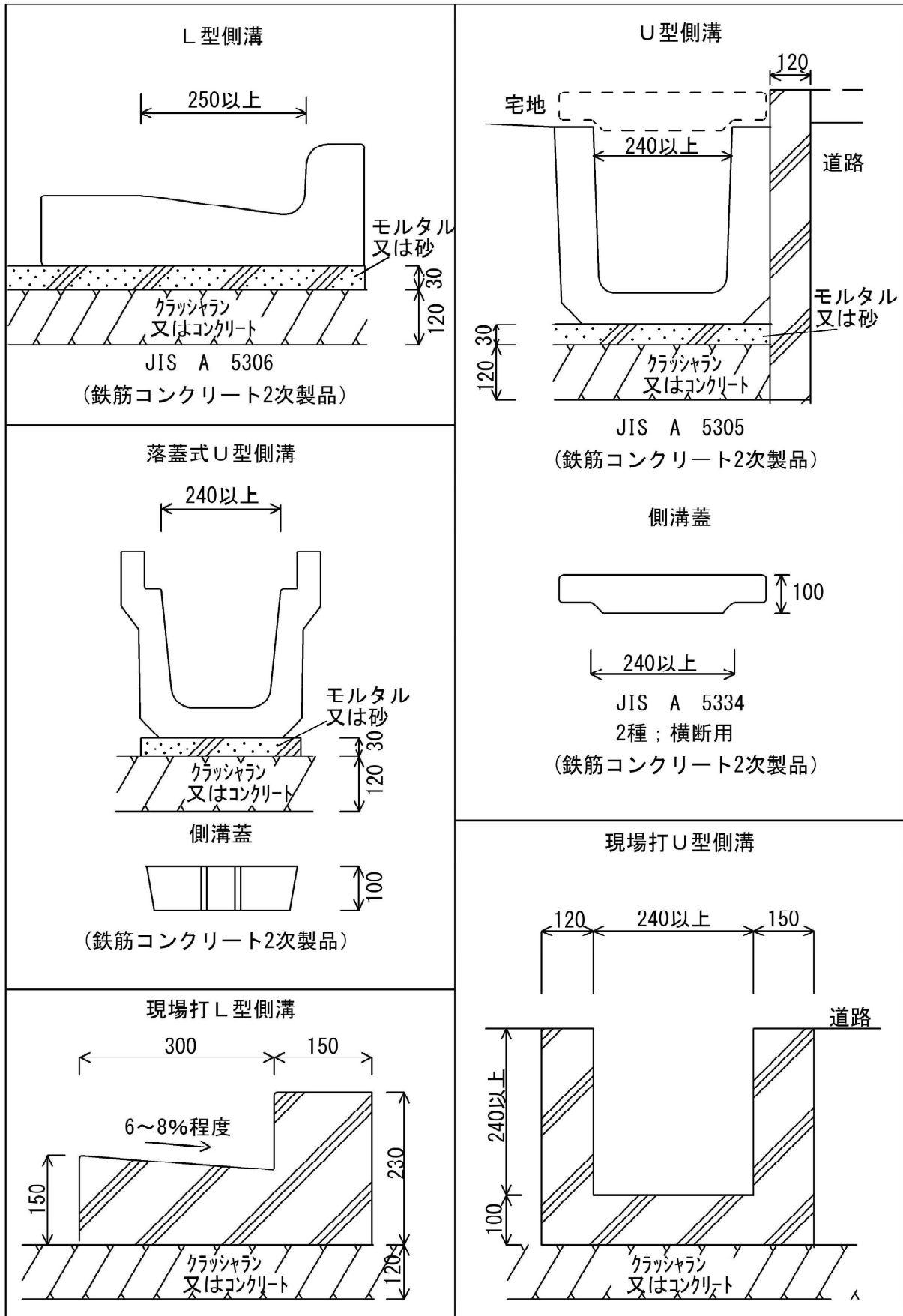
2) ヒューム管(標準)

集水面積㎡以下 排水勾配 %	250	500	750	1000	1250	1500	1750	2000	2250	2500	2750	3000	備考
0.1	φ 200	φ 250	φ 300	φ 350	φ 350	φ 350	φ 400	φ 400	φ 450	φ 450	φ 450	φ 450	
0.2		φ 200	φ 250	φ 300	φ 300	φ 300	φ 350	φ 350	φ 400	φ 400	φ 400	φ 400	
0.3		φ 200		φ 250		φ 300	φ 300	φ 300	φ 350	φ 350	φ 350	φ 350	
0.4							φ 300	φ 300			φ 350	φ 350	
0.5			φ 200		φ 250								
0.6			φ 200		φ 250				φ 300				
0.7						φ 250				φ 300			
0.8											φ 300		
0.9							φ 250					φ 300	
1.0				φ 200									
1.1								φ 250					
1.4									φ 250				
1.5					φ 200								
1.7										φ 250			
2.1						φ 200					φ 250		
2.4												φ 250	
2.9							φ 200						
3.8								φ 200					
4.8									φ 200				
5.9										φ 200			
7.1											φ 200		
8.4												φ 200	

※φ 200とは、内径200mmの略

※上記表に適合するものは、排水計算書は不要とする。

(3) 排水施設 (参考図)

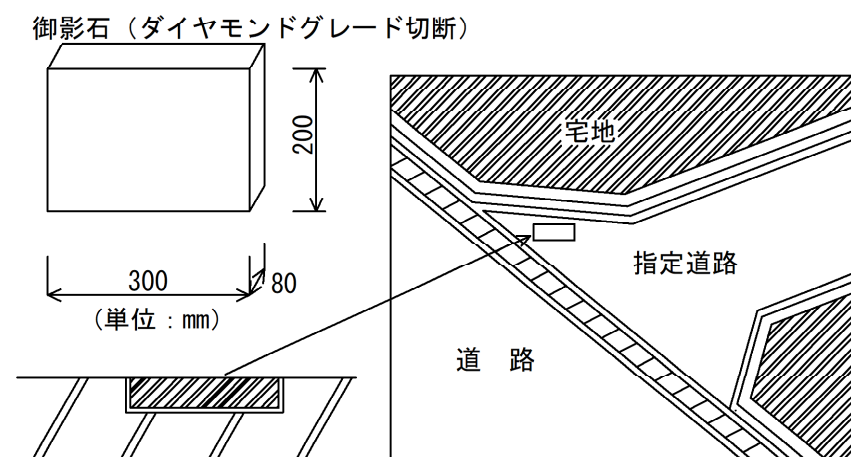


第21条（防護施設）

指定道路が屈曲し、又はがけ等に面することにより通行止の危険を伴うおそれのある箇所及び関係宅地においてがけくずれ又は土砂の流出を生ずるおそれのある箇所には、ガードレール、さく、擁壁等の防護施設を設けること。

第22条（標識の設置）

位置の標識は、道路の起点に下図の要領で工事完了までに設置すること。



第23条（その他）

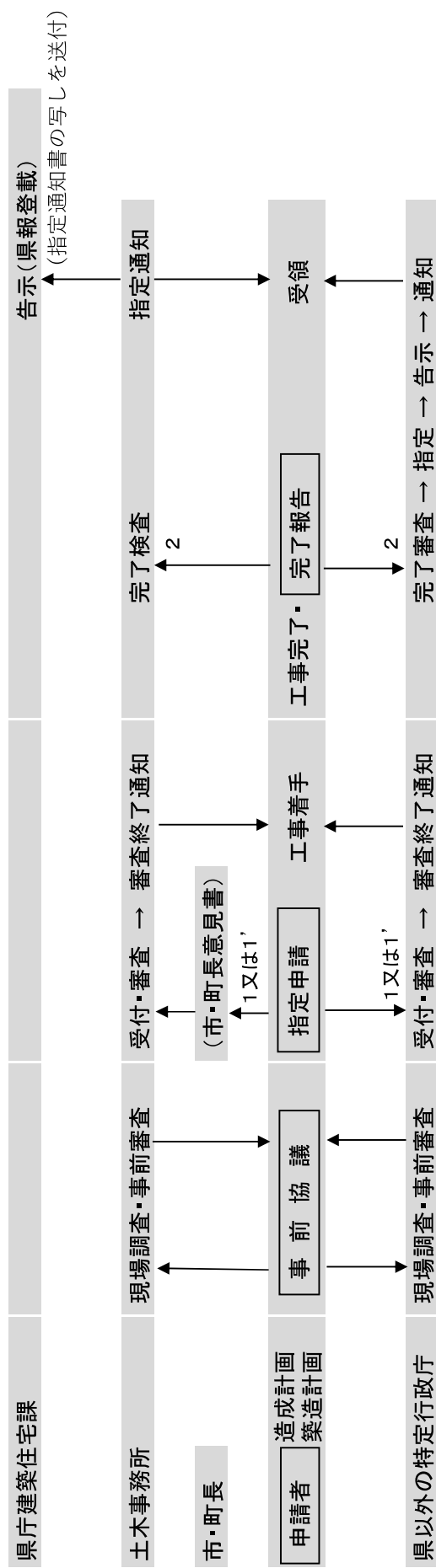
宅地の造成区域内に法第39条第1項の災害危険区域、地すべり等防止法第3条第1項の地すべり防止区域の土地を含まないこと。ただし、宅地の造成区域及びその周辺の地城の状況等により支障がないと認められるときはこの限りでない。

2 前項の他、当該工事に関する他の法律の規制については別途手続きを行なうこと。

第 4 章

申請書作成要領

道路位置指定フロー図



※凡 例

- 1 道路位置指定申請書
- 1' 道路位置指定(変更・廃止)申請書
- 2 工事完了報告書

道路位置指定申請書の「添付図書」

添付図書		備 考		
1	道路位置指定申請書	位 置	道路部分、含まれる里道・水路	
		概 要	符 号	幅員の異なるごと屈曲するごとにつける
				すみ切り、転回広場は幅員・延長に含まない
		開発面積	開発区域の面積(小数点第3位以下切捨て)	
		工 期	おおむね1年以内とする	
		寸 法	小数点以下2位とし、3位以下は切り捨てる	
※申請書の記入要領参照				
2	市町長の意見書			
3	字 図 (法務局縮尺の原寸を標準)	<ul style="list-style-type: none"> 開発区域周辺までとし、道路部分及び、開発区域を赤線で囲む 開発区域の地番、地目、権利者等(所有権、抵当権)を記入 大分地方法務局〇〇支局、転記者署名押印、縮尺、転写月日、方位 		
4	登記簿謄本(指定部分)	<ul style="list-style-type: none"> 法務局登記官押印の直近(3か月以内)のもの 		
5	承 諾 書 (権利者)	権 利 者	<ul style="list-style-type: none"> 土地についての所有権、建築物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権、若しくは賃借権又は登記した先取特権、質権若しくは抵当権を有する者及びこれらの権利に関する仮登記、これらの権利に関する差押えの登記又はその土地に関する買戻しの特約の登記の登記名義人とする 	
6	印鑑証明書 (申請者及び承諾者)	個人：印鑑登録証明書の原本 ※県、市、町は不要 法人：印鑑証明書の原本		
7	接続道路が私道の場合は 私道所有者への説明報告書	<ul style="list-style-type: none"> 別紙様式5号 		
8	公共施設管理者の許可書等	<ul style="list-style-type: none"> 境界確認、使用許可、占用許可、工事施工承認他公共施設管理者との協議が必要なもの 		
9	放流先水路管理者の同意書 (第1放流先)	河川：河川法の許可で同意書にかえる 水路：水路管理者(市町村及び水利組合等)、個人管理		
10	農地転用許可書	<ul style="list-style-type: none"> 道路区域内(関係宅地についても、手続きが必要、農振地域の場合、解除が必要) 		
11	そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> 道路位置指定に関係する他の法律の規制については必要な申請を行うこと 		

	添付図書	備考
12	現況写真	<ul style="list-style-type: none"> 開発区域(全景)及び道路区域がわかるように、赤線で囲むこと 撮影月日記入
13	付近見取図 1/2500程度	<ul style="list-style-type: none"> 航空写真等によるもの(1/2500程度)
	土地利用計画平面図 1/250	<ul style="list-style-type: none"> 道路延長(総延長・屈曲点ごと)、幅員(指定幅員、有効幅員)、すみ切り、転回広場の測点、寸法、道路の縦断・横断の勾配、標識の位置、写真の撮影方向、起点、終点の表示 排水施設の位置、放流経路、区画割、面積、高低、工作物、開発区域を赤線で囲む 接続道路の名称・管理者又は建築基準法上の道路である旨を記入
	丈量図 1/250	<ul style="list-style-type: none"> 開発区域、道路区域の面積
	造成計画平面・断面図 1/250 1/100	<ul style="list-style-type: none"> 開発区域の境界、切盛土の区分 がけ、擁壁等の位置、高さ、延長、設計高、現地盤高、断面位置、現地盤線
	排水計画平面図	<ul style="list-style-type: none"> 区域界、施設位置、種類、寸法、勾配、方向、吐口位置、放流先の名称・管理者
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 道路縦横断面図、床板橋、擁壁の詳細図、安定計算、排水処理施設等の詳細図、排水計算書、防護施設等、標識の詳細図

別添2

工事完了報告書の「添付図書」

	添 付 書 類	備 考
1	工事完了報告書	
2	道路の部分の字図及び登記簿謄本	指定部分を分合筆し、筆数を1に近づけること。
3	誓 約 書	別紙様式3号
4	完 成 写 真	全景写真(起点・終点側、標識設置部分)
5	土地利用計画図	撮影位置を→で表示

別添3

道路位置指定(変更又は廃止)申請書の「添付図書」

	添 付 図 書		備 考
1	変更・廃止申請書		指 定 申 請 に 準 ず る
2	市町長の意見書		
3	字 図		
4	登記簿謄本(変更・廃止部分)		
5	承 諾 書		
6	印鑑証明書		
7	接続道路に権利を有する者への説明報告書	※廃止は不要 別紙様式5号	
8	公共施設管理者の許可書等		
9	放流先水路管理者の同意書	第1放流先 ※廃止は不要	
10	そ の 他		
11	現 況 写 真		
12	付近見取図		
	土地利用計画図	全体(廃止部を含む)	
	造成計画平面・断面図	※廃止は不要	
	そ の 他		

道路位置指定申請書の「記入要領」

第19号様式（第23条関係）（昭58.規則157・全改）

数値については、少数第2位とする。

道路位置指定申請書

特定行政庁 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を申請します。 次の事項及び添付図書は、事実と相違ありません。		年	月	日
申請者 住所氏名		電話（ ） 番		
1 設計者住所氏名		電話（ ） 番		
2 私道の位置				
3 用途地域		4 その他の地域・地区		
5 図面の 1 符号 道路の 概要	道路の幅員	ハ 道路の長さ	備考	
	m	m		
	m	m		
	m	m		
	m	m		
ホ 道路の長さの合計		m	ハ 道路の面積 m ²	
イ 開発面積		m ²	ニ 予定工事期間	
ロ 区画数			着工年月日	
ハ 予定建築物			完了年月日	
※ 受付欄		※ 決裁欄		※ 備考
		指定番号		
		第 号		
		指定年月日		
		年	月	日

○ 特定行政庁等の申請月日を記入のこと。

○ 地名、地番、次に「〇〇番地先里道」、「〇〇番地先水路」の順に記入。

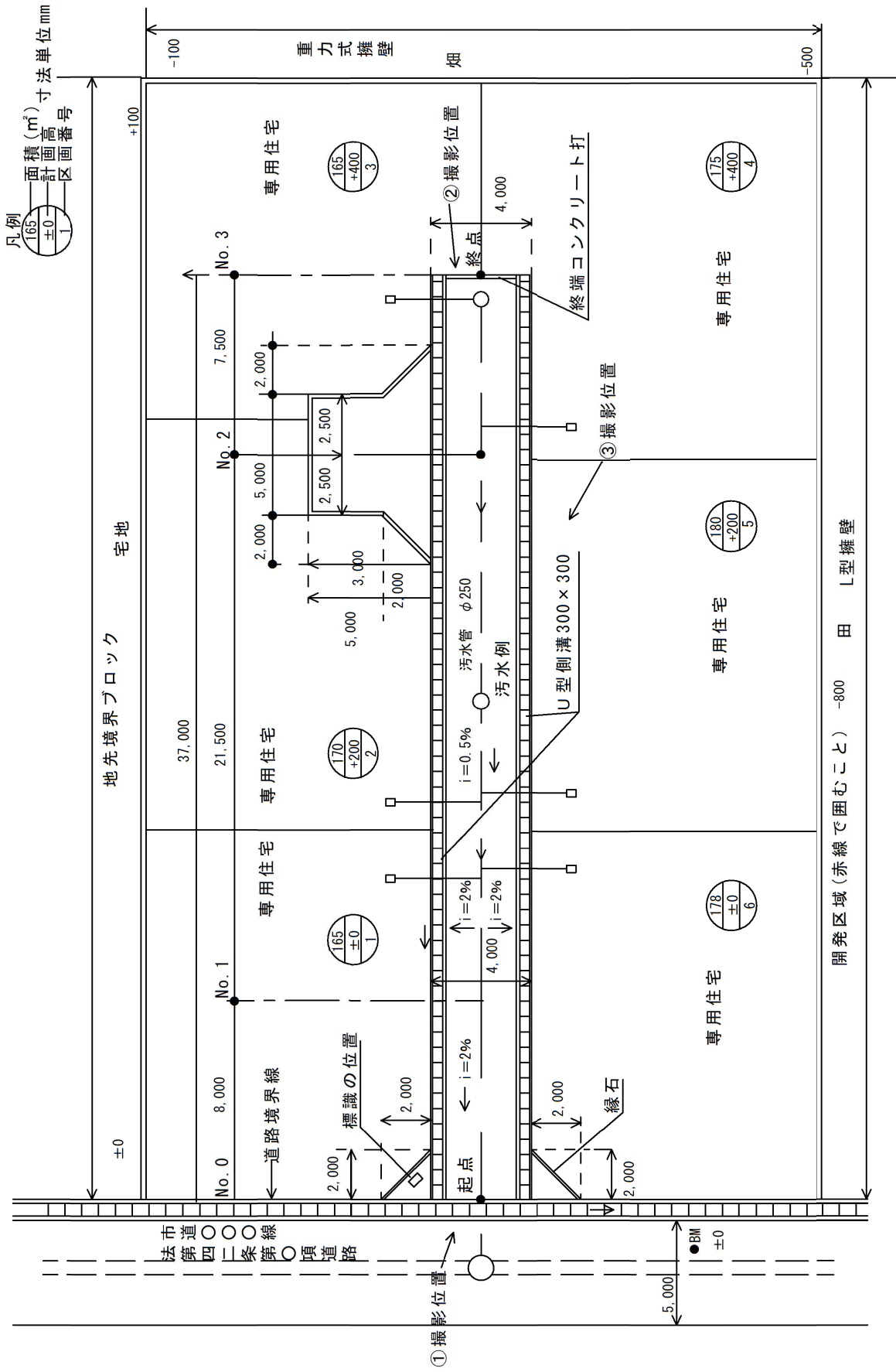
○ 図面の符号は、幅員の異なるごとく、屈曲するごとくにつける。
○ すみ切り、転回広場は、幅員、延長に含まないこと。

○ 開発区域の面積を記入する。

○ 申請受付時に記入する。（1年以内）

○ 専用住宅〇戸、共同住宅〇棟〇戸と記入。

土地利用計画平面図「参考図」



申請書諸様式

道路位置指定申請書

年 月 日					
特定行政庁 殿 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を申請します。 次の事項及び添付図書は、事実と相違ありません。					
住所 申請者 氏名					
電話 () 番					
1 設計者住所氏名	電話 () 番				
2 私道の位置					
3 用途地域			4 その他の地域・地区		
5 道路の概要	イ 図面の符号	ロ 道路の幅員	ハ 道路の長さ	ニ 備考	
		m	m		
		m	m		
		m	m		
		m	m		
		m	m		
	ホ 道路の長さの合計		m	ヘ 道路の面積	m ²
6 開発の概要	イ 開発面積	m ²		ニ 予定工事期間	
	ロ 区画数		着工	年 月 日	
	ハ 予定建築物		完了	年 月 日	
※ 受付欄		※ 決裁欄		※ 備考	
		指定番号 第 号			
		指定年月日 年 月 日			

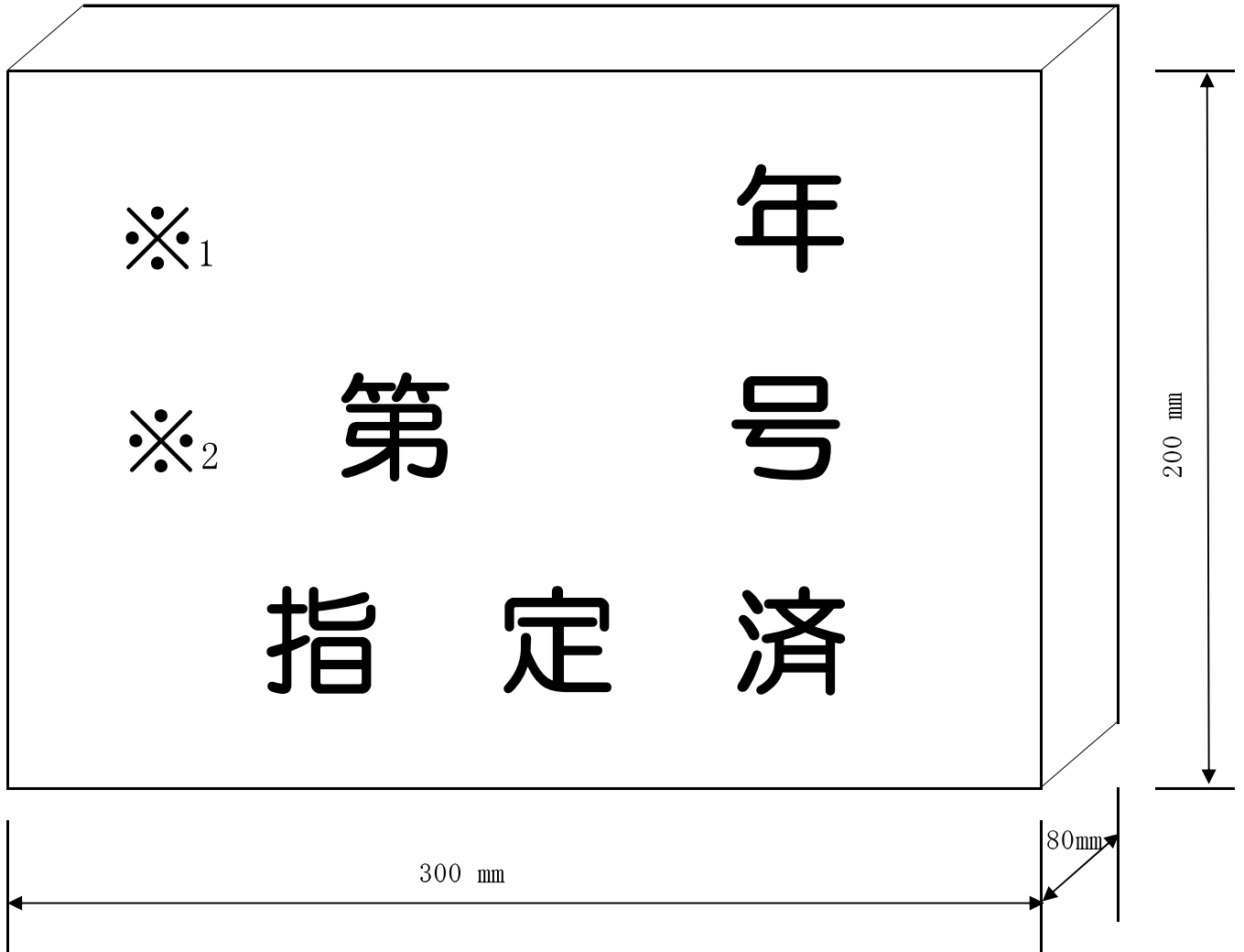
注 ※印の欄は記入しないこと

承 諾 書

建築基準法第42条第1項第5号 建築基準法施行細則第 条			
の規定による		道路の位置の指定 私道の変更について 私道の廃止	土地所有者 権利者
として異議なく承諾します。			
承諾年月日	関係土地 の地番	土地所有者 権利者 住所氏名	(印)
. .			
. .			
. .			
. .			
. .			
. .			
. .			
. .			
. .			
. .			
. .			
. .			
. .			
. .			
. .			
. .			
. .			
. .			
. .			
. .			
. .			

注 不要な字句は消すこと。

位置の標識



※₁、※₂ は審査終了通知書の予定番号を入れる。

工 事 完 了 報 告 書

年 月 日	
特定行政庁 殿	
住所 報告者 氏名	
年 月 日付けで申請した道路位置指定に関する工事が完了したので報告します。	
<u>道路位置指定書類審査終了年月日</u> 年 月 日	
<u>道 路 位 置 指 定 予 定 番 号</u>	
※ 検 査 年 月 日	※ 検 査 員 氏 名
	(印)
※ 受 付	※ 備 考

注 ※印の欄は記入しないこと。

変 更
私 道 申 請 書
廃 止

年 月 日

特定行政庁 殿

私道を 変更 したいので、 建築基準法施行細則第 条 の規定により申請します。
廃止

住所
申請者
氏名

1	指定を受けた 私道の位置			
2	指定年月日番号			
3	変更の理由 廃止			
4	変更後の 私道の位置			
5 道路の 概要	イ 図面の 符号	ロ 道路の幅員	ハ 道路の長さ	ニ 備 考
		m	m	
		m	m	
		m	m	
		m	m	
	ホ 道路の長さの合計		m	ヘ 道路の面積
6	その他必要な事項			
※ 受 付			※ 備 考	

注 ※印の欄は記入しないこと。

別紙様式1号

道路位置指定通知書

指定番号 第 一 号 指定年月日 年 月 日					
殿					
特定行政庁					
年 月 日付けの道路位置申請は、建築基準法第42条第1項第5号の規定により、 下記のとおり指定したので通知します。					
1 申請者住所氏名					
2 設計者住所氏名					
3 私道の位置					
4 用途地域				5 その他の地域・地区	
6 道路の概要	イ 図面の符号	ロ 道路の幅員	ハ 道路の長さ	ニ 備 考	
		m	m		
		m	m		
		m	m		
		m	m		
		m	m		
	ホ 道路の長さの合計		m	ヘ 道路の面積	m ²
7 開発の概要	イ 開発面積		ロ 区画数		ハ 予定建築物
	m ²				
8 その他必要な事項					

別紙様式2号

道路位置変更通知書

年 月 日				
殿				
特定行政庁				
年 月 日付けの私道変更申請は、 建築基準法施行細則第 条 の規定 により、下記のとおり変更したので通知します。				
1	指定を受けた 私道の位置			
2	指定年月日番号			
3	変更の理由			
4	変更後の 私道の位置			
5	イ 図面の符号	ロ 道路の幅員	ハ 道路の長さ	ニ 備 考
		m	m	
		m	m	
		m	m	
		m	m	
		m	m	
	ホ 道路の長さの合計		m	ヘ 道路の面積
6	その他必要な事項			

誓 約 書

年 月 日

特定行政庁 殿

土地所有者及び
道路位置指定申請者の住所・氏名

下記の土地における指定道路は、関係宅地の所有者の共有地として所有権に関する登記をし、関係宅地の所有権を譲渡する場合には、必ず道路部分の所有権を譲渡人にあわせて譲渡するとともに、当該指定道路を道に関する基準に適合するように管理しなければならないことについて、申し継ぐことを誓います。

記

1. 指定道路の位置

2. 関係宅地の位置

工 事 取 り や め 届

年 月 日		
特定行政庁 殿		
住所 届出者 氏名		
年 月 日付で申請した道路位置指定申請の工事を取りやめたので 私道(変更・廃止)申請届け出ます。		
1. 申請者の住所氏名		
2. 私道の位置		
3. 指定予定番号		
年 第 号		
※受 付	※台帳記入	※備 考
	年 月 日	
	※記入者氏名	

注 ※印の欄は記入しないこと。

接続道路に権利を有する者への
申請道路の概要の説明報告書

特定行政庁 殿

住所
申請者
氏名

道路位置指定申請の概要を、下記のとおり接続道路に権利を有する者に説明したので
報告します。

記

接続道路の権利者氏名	説明年月日	説明者氏名	摘 要

道路位置指定書類審査終了通知書

年 月 日

殿

特定行政庁

年 月 日付けで申請のありました道路位置指定申請について、建築基準法施行令（昭和25年政令第388号）第144条の4第1項各号に掲げる道に関する基準に適合していると認められるので、下記のとおり通知します。

なお、道路の築造工事完了後、直ちに工事完了報告書を提出し検査を受けてください。申請どおり築造が完了していると認められるときは道路位置の指定を致します。

記

1	私道の位置	
2	道路位置指定 予 定 番 号	